

住宅資金の贈与税非課税枠が拡大されました。

20歳以上の方が、両親・祖父母等の直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税枠は従来500万円でしたが、このたび拡大され、平成22年中の贈与の場合は1,500万円、平成23年中の贈与の場合は1,000万円となりました。

平成22年に贈与を受けた場合…

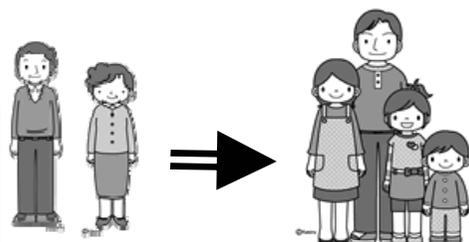
特例非課税枠	1,500万円
通常の控除額	110万円
合計	1,610万円

まで非課税に！！

平成23年に贈与を受けた場合…

特例非課税枠	1,000万円
通常の控除額	110万円
合計	1,110万円

まで非課税に！！



住宅借入金等特別控除のご案内

平成23年12月31日までに居住開始する住まいを、住宅ローンを利用して建築・取得した場合、最高500万円(長期優良住宅の場合は最高600万円)の税額控除が受けられます。具体的には、土地・建物の取得価額と、住宅ローンの年末残高のいずれか少ない金額の1%(上限50万円)長期優良住宅の場合は1.2%(上限60万円)の税額控除が10年間受けられます。手続は、居住開始した翌年3月15日までに管轄の税務署で確定申告を行います。

今年は住まいづくりの大きなチャンス的一年といえます。

省エネ・エコ、長期優良住宅など、住宅にはいろいろな面から優遇政策が設けられています。

次回は固定金利の住宅ローン「フラット35S」の優遇金利などをご案内いたします。

住宅版エコポイント制度がスタートしました。

前回ご案内させていただいた「住宅版エコポイント」に関する予算が成立し、制度がスタートしました。この中で、新たに「エコポイント即時交換制度」が発表されました。

「エコポイント即時交換制度」とは

エコ住宅の新築や、エコリフォームでそれぞれ最大30万ポイントまで発行されますが、このポイントの交換方法として、「即時交換制度」があります。これは対象工事以外の費用に充当できる制度で、たとえば新築の場合の外構工事や、エコリフォームと合わせて行うキッチン、風呂などのリフォームを、新築またはリフォーム工事の施工者が追加的に実施する場合、その工事の費用に充当できる制度です。



長期優良住宅取得支援制度について

良質な住宅ストックの形成を促進する目的で、長期優良住宅に認定された住宅に対して1戸当たり100万円の助成金が受けられます。

住まいの駅では、現在3戸の長期優良住宅認定住宅を施工しています。

現在大阪市旭区で建築中の長期優良住宅で2月13日上棟式を行いました。

その模様をご紹介します。

